

○厚生労働省告示第四百三十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月一日から適用する。

平成二十七年十月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表に次のように加える。

アシタザノラスト	平成二十七年十一月一日
フェキソフェナジン	平成二十七年十一月一日